

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC運送（以下「会社」という。）に入社し、自動車運転手として貨物の運送業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月頃から会社同僚から再三にわたるセクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）を受けたことにより精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、当初これらを不支給にしたが、平成〇年〇月〇日付けで当審査会がした処分を取り消す旨の裁決を経て、同月〇日にこれらを支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、療養を継続するに当たり、自宅からA県D市所在のE病院及び同県F市所在のGクリニックを経て、同市所在のHクリニックに転医し、Hにおける平成〇年〇月〇日以降の療養補償給付（治療費及び移送費）を監督署長に請求したところ、監督署長は、移送費を減額した上で支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、Gクリニックにおける療養補償給付についても、監督署長が

移送費を減額して支給したことから、審査官の決定を経て当審査会に再審査請求をしたが、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却している（以下「前裁決」という。）。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、監督署長が請求人に対してした療養補償給付（移送費）の支給に関する処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法第13条第2項第6号に定める「移送」の費用に属する通院費については、政府が必要と認める通院に係るものに限るとされており、その範囲については、前裁決に係る裁決書において示したとおり、通達（「移送の取り扱いについて（通院）」（局長通達）（改正平成20年10月30日付け基発第1030001号）及び「移送のうち通院を取り扱うに当たって留意すべき事項について」（留意通達）（平成20年10月30日付け基労補発第1030001号））により定められているところである。当審査会においては、両通達による考え方は妥当であると判断することから、請求人のHへの通院が、両通達に定める移送費の支給基準に適合するか否かを検討した。

(2) 請求代理人は、I医師が、請求人の治療に必要な専門性を有すると共に、同医師には経験があり、また請求人と同性であることなどを理由として、請求人の傷病に関して適切な診療を行うことのできる医療機関であり、さらに、請求人の居住地の近隣には同様に適切な診療を行うことができる機関は存在しないと主張する。

(3) しかしながら、請求代理人は、前回の再審査請求時には、J医師が性犯罪に

精通した医師であり、同医師のもとで治療を行う必要がある旨を主張していたものであり、請求代理人が述べる上記理由には疑念を抱かざるを得ない。したがって、当審査会としては、前裁決に係る裁決書で述べたとおり、請求人の居住地の近隣において、請求人の精神障害の診療に適した労災指定医療機関は複数存在している事情に鑑みて、請求人の精神障害がそれらの医療機関において治療が行えないとの請求人の上記主張は理由がないものと判断する。

- 3 以上のとおりであるので、請求人のHへの通院については上記各通達に照らして支給要件を満たしているものとは認められないので、当審査会は、監督署長が行った請求人への移送費を減額した処分は妥当であると判断する。したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。